

第 6 5 号議案

足立区竹ノ塚駅西口公共駐車場条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区竹ノ塚駅西口公共駐車場条例

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区竹ノ塚駅西口公共駐車場（以下「駐車場」という。）を設置することにより、駅周辺の道路の安全かつ円滑な利用を確保し、もって区民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区竹ノ塚駅西口公共駐車場

位置 東京都足立区西竹の塚一丁目 1 1 番 1 号

(施設)

第 3 条 駐車場には、次に掲げる施設を設ける。

(1) 自動車駐車場

(2) 自転車駐車場

(3) 原動機付自転車駐車場

(利用対象車両)

第 4 条 駐車場の利用対象車両は、別表第 1 のとおりとする。ただし、第 1 9 条第 1 項の規定により駐車場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、必要と認めたときは、同表右欄に掲げる車両以外の車両を駐車させることができる。

(利用時間)

第 5 条 駐車場の利用時間は、午前零時から午後 1 2 時までとし、駐車場に入場又は出場できる時間は、規則で定める。

(利用方法)

第 6 条 駐車場の利用方法は、次のとおりとする。

(1) 一時利用 時間を単位とする利用

(2) 定期利用 月を単位とする利用 (自動車駐車場に限る。)

(定期利用の承認)

第 7 条 定期利用は、2 年を超えない範囲内において、1 箇月を単位として指定管理者が承認する。この場合において、指定管理者は、一時利用を妨げない範囲内で承認しなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認に際し、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用料金)

第 8 条 駐車場の利用料金は、別表第 2 に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

2 指定管理者は、一時利用をする者にとっては回数券、定期利用をする者にとっては定期券を発行することができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の納付時期)

第 9 条 一時利用をする者は、出場の際に利用料金を納付しなければならない。ただし、回数券を発行する場合の利用料金については、回数券発行のときに徴収する。

2 定期利用をする者は、指定管理者が定める時期に利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第 10 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する車両を駐車させる場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めた車

両

(利用料金の不還付)

第 1 1 条 既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第 1 2 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第 1 3 条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又は駐車車両を損傷すること。
- (3) 駐車場利用の目的以外に利用すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為

(定期利用の承認の取消し)

第 1 4 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、定期利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により定期利用の承認を受けたとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき。

(3) 第 7 条第 2 項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 1 5 条 利用者は、駐車場の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 1 6 条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 1 7 条 駐車場内における盗難若しくは破損又は車両相互の接触若しくは衝突によって生じた損害及び天災その他の不可抗力によって生じた損害については、区は賠償の責を負わない。

2 利用者は、施設又は設備を損傷又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。

3 指定管理者は、施設又は設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(駐車場の休止)

第 1 8 条 指定管理者は、駐車場の整備その他管理上の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

(指定管理者による管理)

第 1 9 条 駐車場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体に区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められた場合を除き、公募するものとする。

(指定管理者の指定)

第 2 0 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 駐車場の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前条の規定による申請をした者のうちから、駐車場の目的の効果的な実現及び駐車場を利用する者の便益その他の事項を考慮して指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第 2 1 条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 駐車場の利用手続に関する業務

(2) 駐車車両の保管に関する業務

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が駐車場の管理に必要と認める業務

(管理の基準)

第 2 2 条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び駐車場の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、駐車場を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、駐車場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第 2 3 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。ただし、第 1 9 条及び第 2 0 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行日以後の駐車場の利用に係る利用の承認その他の利用に関する手続については、施行日前に指定管理者 (指定管理者の指定がされるまでの間は、区長) がこれを行うことができる。

別表第 1 (第 4 条関係)

施 設	利 用 対 象 車 両
自動車駐車場	道路運送車両法 (昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号) 第 3 条に規定する普通自動車のうち全長 5 . 0 メートル以下のもの並びに同条に規定する小型自動車及び軽自動車のうち 2 輪自動車以外のもの
自転車駐車場	道路交通法第 2 条第 1 項第 1 1 号の 2 に規定する自転車
原動機付自転車駐車場	道路交通法第 2 条第 1 項第 1 0 号に規定する原動機付自転車のうち道路運送車両法施行規則 (昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号) 第 1 条第 2 項に規定する第 1 種原動機付自転車

別表第 2 (第 8 条関係)

1 一時利用

施 設	単 位	金 額
自動車駐車場	3 0 分までごと	2 0 0 円
自転車駐車場	2 4 時間までごと	2 0 0 円

原動機付自転車駐車場	1,000円
------------	--------

2 定期利用

単 位	金 額
1 箇月	3 万円

(提案理由)

竹ノ塚駅西口公共駐車場を開設する必要があるので、この条例案を提出いたします。